

平成24年度 第2回記者会見 報告書

■日時：平成24年5月30日（水）10：30～11：30

■場所：東京倶楽部ビル14階 14-A会議室
（東北支部・東海支部・近畿支部で同時放映）

■テーマ：東日本大震災復興支援について
「被災地の復興を支援するため、特許・実用新案・意匠の出願費用を援助します」

■出席者：日本弁理士会（9名）

副会長	鈴木 知（スピーカー）
副会長	関 昌充
広報センター センター長	福田 伸一
広報センター 副センター長	井澤 幹（司会）
広報センター 第2事業部長	田村 拓也
広報センター 運営委員	網野 誠彦（議事録）
広報センター 運営委員	佐尾山 和彦
広報センター 運営委員	鈴木ひとみ（名古屋会場）
広報センター 運営委員	瀧川 彰人（名古屋会場）

【議事】

1. 開会挨拶（井澤副センター長）
2. 東日本大震災の復興支援について（鈴木副会長）
次の3本立てで復興支援を進めていく。
 - （1）「特許出願等復興支援制度」
 - （2）「特許出願等援助制度」
 - （3）「総合的知財支援規則」

（1）特許出願等復興支援制度

日本弁理士会が「特許出願」「実用新案出願」「意匠登録出願」の費用の全部又は一部を援助することで、被災地の復興を知的財産の面から支援する制度。

支援の対象となる災害は、今回の東日本大震災に限らず、今後万が一激甚災害が発生した際も対象となる。

（I）援助の対象者

被災地復興に貢献する発明・考案・意匠を創作した、

- ①被災地に現在お住まいの個人の方
- ②被災地に住所を有する中小企業等
- ③被災を原因として、被災地域外に転居した個人や中小企業等

対象地域は災害救助法に規定された基準に加え、日本弁理士会会長が指定する。今回の東日本大震災に関しては、岩手県・宮城県・福島県等が対象となる。

(II) 援助の内容

特許出願等をするときに必要となる、下記費用の全部又は一部を援助する。

- ①弁理士報酬及び経費
- ②特許庁の手数料

この援助金については「返済不要」である。

今回の東日本大震災に関連する援助申請の期限は、平成29年3月まで。

(III) 制度利用のフロー

- ①所定の公共機関の推薦・紹介を受ける。
所定の公共機関として経済産業局特許室等を現在調整中である。
- ②規定の申請書を日本弁理士会会長あてに提出する。
- ③日本弁理士会で「その発明等が復興支援に資するか」「被援助者の要件に該当するか」を審査する。
- ④援助が決定した場合は、出願の代理をする弁理士を選定する（弁理士ナビの活用）。
- ⑤「被援助者」「弁理士」「日本弁理士会」の三者で契約を締結する。
- ⑥出願手続の終了及び手数料等の報告を持って、出願の代理をした弁理士に日本弁理士会が費用を支払う。

日本弁理士会の復興支援は、直接的な支援とはなかなかいかないが、知的財産の保護という観点から復興に寄与できればと考えている。

(2) 特許出願等援助制度

特許出願等援助制度は、社会的に有用かつ大きな効果が期待できる発明等が、発明者の経済的な事情によって出願ができないことによる社会的損失を防ぐ目的で設立された制度。

制度の主旨は若干異なるが、復興に寄与するものであると考えている。

(I) 支援の対象

出願等の費用を支払うことが困難な、個人や中小企業、大学等の研機関等。

5月25日の定期総会において、設立間もない中小企業やベンチャー企業も援助の対象に追加した。

例えば、今回の震災を契機にあらたな企業を立ち上げようといった企業に対

しても支援をすることができるようになった。

(Ⅱ) 制度利用のフロー

本制度には、被災の要件ではなく、資力の要件が求められるため、資力を証明する書類を申請書に添付する。

他の流れは「特許出願等復興支援制度」と同様。

(Ⅲ) 実績

出願等援助制度については、平成11年から運用しており、年々申請も増えており、援助件数も増えている。

平成23年12月に、「実用新案」「意匠」にもその対象を拡大した。

(3) 総合的知的財産支援制度

総合的知的財産支援制度は、資金的な支援ではなく、弁理士が保有しているノウハウを活用していただくことを目的としている。

(Ⅰ) 支援の対象

①中小企業

②公益的な研究所・大学等の研究機関等

このなかで、出願の経験がない方等を対象とする。

(Ⅱ) 支援の内容

出願に関する指導、価値評価等を支援弁理士が現地で相談指導する。

価値評価にかかる費用を日本弁理士会が負担する（上限有り）。

(Ⅲ) 支援の流れ

支援利用のフローは他の制度と同様。

知的財産支援センターや各支部が中心となって支援を行っているが、「価値評価推進センター」といった機関も本制度では支援を行う。

3. 質疑応答

Q：なぜ復興支援制度に商標が入っていないのか。

A：（スピーカーの私見）復興支援の考え方をどこにおくかと考えたとき、技術や意匠的創作に基づく産業発達を復興支援の中心に考えている。商標は選択的なものであり、申請件数が増えてしまうことが見込まれるため、予算的な制約の事情からも、まずは「特許」「実用新案」「意匠」を支援させていただく。今後「商標」へ支援が拡大する可能性もある。

なお、商標については、特許無料相談室であったり、講師活動であったりでカバーしている面もある。

Q：特許出願等復興支援制度はいつから申請できるのか。

A：現在、日本弁理士会の総会（5月25日）の承認を得て、各機関との調整

を実施している。今すぐ使えるという訳ではない。準備が整い次第運用開始となる。早急に全国の関係機関に説明をして回り、運用を始められるように努める。

4. 閉会挨拶（井澤 幹）

以上

